第26回　気仙沼市農業委員会総会議事録

1　会議の日時　　令和５年７月25日（火）午後３時57分から４時52分

2　会議の場所　　はまなす海洋館２階大広間

3　出席農業委員（12名）

１番　鈴木敏榮	２番　熊谷活男	３番　尾形　稔
４番　中村義之	５番　三浦　茂（欠）	６番　髙橋利夫
７番　熊谷まゆみ	８番　金野政義	９番　齋藤憲一
10番　三浦悦子	11番　横山久一	12番　吉田和広（欠）
13番　畠山盛信	14番　吉田幸志	

4　出席農地利用最適化推進委員（12名）

15番　松　敏明	16番　村上正博（欠）	17番　千葉清幸
18番　白幡高二	19番　千葉三幸	20番　佐藤信行
21番　藤田隆一	22番　佐藤良人	23番　及川　衛
24番　畠山義朗	25番　三浦光雄	26番　佐藤俊夫
27番　小野寺隆一		

5　欠席農業委員

５番　三浦　茂　　12番　吉田和広

6　欠席農地利用最適化推進委員

16番　村上正博

7　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員

なし

8　議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　議案第１号　農業振興地域の整備に関する法律第13条第１項の規定による農業振興地域整備計画の変更について
第３　議案第２号　農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について
第４　議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について
第５　議案第４号　農地法第４条の規定による許可申請について
第６　議案第５号　農地法第５条の規定による許可申請について
第７　議案第６号　非農地証明願について
第８　報告第１号　農地賃貸借契約の合意解約の報告について
　　報告第２号　農地現状変更届の報告について
第９　その他

9　農業委員会事務局職員

事務局長	小山克志
次長	小野寺知博
主幹兼主任	村上　将
主幹	粕谷将洋

10　会議の概要

午後３時 57 分　開会

議　　長	ただいまの出席委員は，12 人であります。 定足数に達しておりますので，第 26 回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。 また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。 ただちに，本日の会議を開きます。 本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。 本日の欠席委員は，５番三浦茂君，12 番吉田和広君の２人であります。 農地利用最適化推進委員は，16 番村上正博君の１人から欠席の連絡がありましたので報告いたします。
議　　長	これより議事に入ります。 日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。 農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 それでは，議事録署名委員に，１番鈴木敏榮君と 14 番吉田幸志君を指名いたします。
議　　長	次に，日程第２，議案第１号「農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第１項の規定による農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書２ページをお開き願います。農用地区域への編入に係る申請の総面積は０㎡，農用地区域からの除外に係る申請の総面積は 8,007 ㎡，内訳は田が 6,502 ㎡，畑が 1,505 ㎡となっております。差引増減は 8,007 ㎡の減となっております。 議案書３ページをお開き願います。農振除外の受付番号１番，上東側。議案関係図面は１ページになります。土地の地目，地積，事業計画者等については，議案書記載のとおりであり，受付番号２番以降は省略します。申請目的は一般住宅の建築であります。建築物は居宅２階建１棟 133.03 ㎡です。生活排水は浄化槽を設置処理後，既設の市道側溝に流す計画であります。 受付番号２番，松崎柳沢。議案関係図面は５ページになります。申請目的は通路の拡張であります。 受付番号３番，本吉町幣掛。議案関係図面は９ページになります。申請目的は通路の建設であります。 受付番号４番，赤岩四十二。議案関係図面は 13 ページになります。申請目的は一般住宅の建設であります。居宅２階建１棟 132.48 ㎡。駐車場２台分の予定です。生活排水は浄化槽を設置処理後，既設の市道側溝に流す計画です。 受付番号５番，長磯牧通。議案関係図面は 19 ページになります。申請目的は店舗の建設であります。１階建１棟 1,345.85 ㎡。コインランドリー１階建１棟 76.03 ㎡。駐車場 90 台分の予定です。生活排水は浄化槽を設置処理後，既設の市道側溝に流す計画です。 以上，農振除外の受付番号１番から５番までの５件の農用地利用計画の変更について，御審議をお願いします。 以上で議案第１号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに

	補足説明をお願いいたします。 　発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。 　農振除外の受付番号１番は，私の担当であります。先般，担当委員と一緒に現地調査をしてまいりましたが，周辺農地へ及ぼす影響がないということで，許可相当と思われます。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。13 番畠山委員。
13 番畠山委員	13 番畠山です。この地区につきましては，ほとんど，60％というくらい柳が生えていて農地に返すことができないような状況の地区でございます。その中において家に上がっていく道路が狭いということで拡幅するということでの申請でありますので，その辺については問題ないと思います。譲られる土地につきましても柳が生えておりまして，農地へ返ることは多分ないということであります。許可相当と思います。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。８番金野委員。
８番金野委員	８番金野です。７月 22 日の土曜日に及川衛委員さんと現地を確認してまいりました。現在は休耕地となっております。自己保全管理がきちんとされておりますけれども，耕作は暫くされておらない状況であります。あと周辺農地への影響ということも殆どないというふうに見てまいりました。許可相当というふうに考えております。
議　　長	受付番号４番はいかがですか。３番尾形委員。
３番尾形委員	３番尾形です。７月 22 日の土曜日に松岩の委員さん３人で見てまいりました。この物件は先月も太陽光パネルで案件にかかった場所でございます。許可相当と思います。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号５番はいかがですか。１番鈴木委員。
１番鈴木委員	１番鈴木です。７月 23 日の日曜日に委員４人で行ってまいりました。４人の意見で農振除外について問題ないということで見てまいりました。
議　　長	農振除外の受付番号１番から５番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。５件の案件でございましたけれども，農地検討委員会において各担当委員の調査を踏まえまして審議いたしましたけれども，何れの案件も許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 　質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 　以上で，質疑を終結いたします。 　それでは採決いたします。 　議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 　よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 　本件については，異議ない旨の意見を付して，気仙沼市長へ答申することにいたし

	ます。
議　　長	次に，日程第３，議案第２号「農地法に係る事務処理要領に基づく事業計画変更の承認申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書５ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町泉沢。議案関係図面は27ページになります。土地の地番，当初計画者，承継者，地目，地積等については議案書記載のとおりであります。変更内容は事業期間の延長であります。新規伐採事業の増加に伴い，当初予定していた期間では終わらないため，期間の延長をするものです。令和５年２月21日第５条許可箇所で一時転用であります。 以上，受付番号１番の１件の事業計画の変更について御審議をお願いします。 以上で議案第２号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。23番及川委員。
23番及川委員	23番及川です。７月22日の土曜日の日に金野委員さんと現地を確認してまいりました。この場所は期間延長ということでありますので，周りの農地に及ぼす影響はございませんので許可相当と思います。以上です。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。この案件は，事業計画変更ということで期間の延長でございますので，農地検討委員会では許可相当と決定いたしました。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，承認する旨の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第４，議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明）

	議案書７ページをお開き願います。併せて３条調査書を御用意ください。受付番号１番，大向。議案関係図面は 30 ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。譲受人の経営面積は 657 ㎡。労働力は１人。従事日数は 150 日。農機具等は管理機１台を所有しております。理由は贈与により譲り受け耕作するもので，じゃがいも，キャベツ，ニラ，ネギを栽培するとのことであります。 受付番号２番，前木。議案関係図面は 32 ページになります。譲受人の経営面積は 98 ㎡。労働力は１人。従事日数は 150 日。農機具等は所有しておりません。理由は売買により譲り受け耕作するもので，一般野菜を栽培するとのことであります。 受付番号３番，本吉町狼の巣。議案関係図面は 34 ページになります。譲受人の経営面積は 383 ㎡。労働力は２人。従事日数は 300 日。農機具等は所有しておりません。理由は売買により譲り受け耕作するもので，一般野菜を栽培するとのことであります。 議案第３号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。 以上で議案第３号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。18 番白幡委員。
18 番白幡委員	18 番白幡です。今回の申請は，現在の所有者が松岩に住所があるということで管理が難しいということで，地元大島の方に譲り受け耕作していただくということで問題なしと思われます。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。17 番千葉委員。
17 番千葉委員	17 番千葉です。22 日に委員５人で確認してまいりました。譲受人の宅地の目の前にある，今現在は草地になっておりまして，管理がきちんとされておりましたので，譲り受けて耕作することは問題なしという判断でございます。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。24 番畠山委員。
24 番畠山委員	24 番畠山です。譲り受けて耕作するということなので問題ないと思います。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号１番から３番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。３件の案件とも，各地区担当委員の調査結果の報告を受けまして審議いたしましたけれども，何れの案件も引き続き耕作するということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。３番目の売買の狼の巣の件ですけども，面積が 383 ㎡を譲受人が耕作する時に，農地法第３条調査書３ページ目第１号に書いてあるところを読むと，農機具は所有していないが，耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると見込まれると。面積が少ないから多分できるのだろうけど，労働力とか何を栽培するのかないので，その辺を詳しく教えて下さい。
議　　長	はい，事務局，説明をお願いします。

村 上 主 任	御説明いたします。髙橋委員さんおっしゃる通り農機具等はないのですけども，労働力は２人で年間 150 日，２人で 300 日というようなことと，後は作付けする野菜というのは一般野菜というようなことで申請書の方には記載がありましたので，そちらの部分で実際，譲り受けて耕作するのに耐えうるであろうという判断で申請の方は受理いたしましたので，よろしくお願いします。
議　　長	はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	かつて下限面積を下げましたよね。そういうことで，こういう方がこれからいっぱい出てきて，荒れている小規模な面積が耕作できるようになることは非常に良い点なので，大いにやっていただきたいのですけれど，何を作るかあたりまでは書いてあれば良いのかな。
議　　長	はい，事務局。
村 上 主 任	一般野菜というようなことで記載があったので，通常，市場で流通しているような野菜であると考えておりました。耕作が難しい物でない物を最初に作っていくのではないかということで事務局としては解釈していますので，よろしくお願いいたします。
議　　長	はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	24 番畠山委員さん，ちょっとだけ教えて下さい。去年の農地調査では，ここは何地に，青，緑，黄色，赤，何になっていましたか。
議　　長	はい，24 番畠山委員。
24 番畠山委員	24 番畠山です。ここはちゃんと畑だったのですけど，草を立派に刈って，何時でも耕せるような状態で，青です。ただ，こういう話しは髙橋委員さん，農地検討委員会での話しではないですか。農地検討委員会を通ってきてからに，総会で，またこういう話しをするということは農地検討委員会で何も話ししなかったということになるのではないですか。
議　　長	４番中村委員さん，農地検討委員会の時，この件どういうふうな報告でしたか。
４番中村委員	４番中村です。３条５条とも全て申請書の内容を確認すれば許可相当でありますよ。ということで御報告いたしました。
議　　長	事務局から聞きます。農機具はあるのですか。そして一般野菜というのは一応夏野菜で言えば胡瓜，白菜，それから秋になれば白菜，大根，そういう分類ということですか。
村 上 主 任	農機具の部分に関しては，現在は所有していないように思われます。ただ面積が微小であることと，後は御夫婦で作るというようなことで，一般野菜ということなので。今度議案に諮る部分で，隣接地に住宅を建てる計画もある中で，そこの畑も管理するというようなことで承っていることと，公営住宅から移り住んで来られる方が新しく家を建てて畑を管理するということなので，あまり難しく考えないで，その時期に作れる物を作り始めるものと考え，議案として挙げさせていただきました。
議　　長	そうすると農機具がなくても，手で耕すのができる面積ですね。髙橋委員さん，それで納得できませんでしょうか。
６番髙橋委員	初めて農地を持った方ですかね。

議　　長	はい，事務局。
村 上 主 任	髙橋委員さんの御心配とかもおっしゃる通りなのですけども，令和５年４月から下限面積も撤廃され，農地を持っていなくても農地を譲り受けられるというような制度に変わってきた部分で，その通り申請もあげやすく，後は田畑も譲り受けやすくなったような環境の中で申請があって今後畑を作るというようなことであります。
議　　長	６番髙橋委員さん，よろしいでしょうか。
６番髙橋委員	はい。
議　　長	他にありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第３号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第３号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可書を交付することにいたします。
議　　長	次に，日程第５，議案第４号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小 野 寺 次 長	（議案朗読）
粕 谷 主 幹	（議案説明） 議案書９ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町天ヶ沢。議案関係図面は36ページになります。申請者，土地の地番，地目，地積については，議案書記載のとおりであります。都市計画区域外。農振地域内の農用地区域外。第２種農地と見ております。目的は収納庫の設置です。事業概要はトレーラー２台を収納するために収納庫を設置するものです。なお，許可を得ないままトレーラー２台を設置したとして始末書の提出がございました。 以上，受付番号１番の１件について御審議をお願いします。 以上で議案第４号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。26番佐藤委員。
26番佐藤委員	26番佐藤です。この件に関しましては，昨年度の農地調査においてもトレーラーがそのままあった訳で。その後に御本人さんにお話しをさせていただきましたところ，今後自分達は農地として管理する予定はないと。それで，ただ置いたところにトレーラーハウスということでも申請が必要だったということが分からなかったということでございまして，今回申請ということになりました。トレーラーハウスというふうなことで排水等もありませんので，農振除外等もあり周辺の農地に影響を与えることもないと思いますので，許可相当と思われます。

議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。この案件は自己転用ということですけれども，既にトレーラー２台を設置したということで始末書の提出もございましたので，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第４号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第４号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第６，議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書 11 ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町歌生。議案関係図面は 39 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第２種農地と見ております。契約内容は売買です。目的は法面保護で，事業概要は土留め工事です。 受付番号２番，本吉町馬籠町頭。議案関係図面は 42 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域内。農地区分は農用地区域農地と見ております。契約内容は賃貸借です。目的は資材置場兼プレハブ事務所敷地であります。事業概要は現場事務所建設，仮設トイレの設置，土砂の仮置き場で，宮城県気仙沼土木事務所発注の馬籠川河道掘削工事に伴うものであります。 受付番号３番，下八瀬。議案関係図面は 47 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第２種農地と見ております。契約内容は売買で，目的は太陽光発電システムの建設であります。 受付番号４番，長磯中原。議案関係図面は 76 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第３種農地と見ております。契約内容は売買です。目的は一般住宅の建築であります。事業概要は居宅２階建１棟 115.93 ㎡，駐車場は４台分で，排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 受付番号５番，本吉町狼の巣。議案関係図面は 82 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第２種農地と見ております。契約内容は売買です。目的は一般住宅の建築であります。事業概要は居宅１階建１棟 75.77 ㎡。駐車場２台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 受付番号６番，九条。議案関係図面は 86 ページになります。都市計画区域内の第一種住居地域。農地区分は第３種農地と見ております。契約内容は売買です。目的は

	一般住宅建築であります。事業概要は居宅２階建１棟 128.79 ㎡。駐車場２台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 　受付番号７番，唐桑町崎浜。議案関係図面は 90 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外。農地区分は第３種農地と見ております。契約内容は売買です。目的は集会所建築であります。事業概要は集会所１階建１棟 154 ㎡。駐車場３台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。なお，当該地に許可を受けないまま砕石が敷かれていたとして始末書の提出がございました。 　受付番号８番，松崎中瀬。議案関係図面は 97 ページになります。都市計画区域内の準工業地域。農地区分は第３種農地と見ております。契約内容は賃貸借です。目的は駐車場兼資材置場建設であります。事業概要は資材置場，作業車両及び従業員駐車場 10 台分であります。なお，当該地は許可を受けないまま復興工事に係る現場事務所及び資材置場として使用したとして始末書の提出がありました。 　受付番号９番，松崎中瀬。議案関係図面は 100 ページになります。都市計画区域内の準工業地域。農地区分は第３種農地と見ております。契約内容は賃貸借です。目的は駐車場の建設であります。事業概要は来客用駐車場６台，自動二輪駐車場６台であります。なお，当該地は許可を受けないまま復興工事に係る現場事務所及び資材置場として使用したとして始末書の提出がありました。 　以上，受付番号１番から９番の９件について御審議をお願いします。 　以上で議案第５号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 　受付番号１番はいかがですか。23 番及川委員。
23 番及川委員	23 番及川です。金野委員さんと土曜日に現地調査へ行ってまいりました。この場所ですね，前々回ですか，農振除外の申請があがった場所で，今回５条の申請であります。法面の保護ということでありまして特に問題はないので，許可相当かと思います。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。４番中村委員。
４番中村委員	４番中村です。今回の申請案件は，宮城県気仙沼土木事務所の方の発注工事ということでの，一時転用での資材置場ということで何の問題もございません。許可相当でございます。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。17 番千葉委員。
17 番千葉委員	17 番千葉です。22 日に委員５名で現地を確認しました。譲渡人は，以前個人の方から，この部分を譲り受けて今現在に至ると。昔は桑畑で南東に向かった斜面でございまして，草刈り等して管理されておりました。太陽光発電システムの予定ということでございますが，特に造成することもなく，そのまま設置可能かなぁということで問題ないという判断でございます。
議　　長	受付番号４番はいかがですか。１番鈴木委員。
１番鈴木委員	１番鈴木です。現地は階上中学校の前でございまして，宅地にはもってこいの場所でして問題ございません。
議　　長	受付番号５番はいかがですか。24 番畠山委員。
24 番畠山委員	24 番畠山です。周りの農地へ対する影響がないので許可相当と思います。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号６番はいかがですか。２番熊谷委員。

２番熊谷委員	２番熊谷です。周辺に農地はございませんので許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号７番はいかがですか。19 番千葉委員。
19 番千葉委員	19 番千葉です。崎浜地区の集会所建設予定地となっております。砕石が敷かれていたとして始末書が出ており，何ら問題ないと思います。
議　　長	受付番号８番と９番はいかがですか。13 番畠山委員。
13 番畠山委員	13 番畠山です。８番と９番のこの土地につきましては，震災で津波が入った場所で，農地復興のために業者がプレハブの事務所を建てたり，それから重機を置いた場所です。始末書が出ていますけども，この事業につきましては，宮城県が事業主体での農地復興事業で，始末書は，そのことを考えればきちんとやるべきだったと思うわけです。そういう中において，こういうふうな状態になったわけですけども，周囲に農地がございませんので許可相当と思います。
議　　長	受付番号１番から９番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。全ての案件を農地検討委員会で審議いたしましたけれども，周辺農地への影響がないということで，また排水経路もしっかりしているということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第５号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第５号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第７，議案第６号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
小野寺次長	（議案朗読）
粕谷主幹	（議案説明） 議案書 13 ページをお開き願います。受付番号１番，駒形。議案関係図面は 103 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりであります。申請地は平成 10 年頃に耕作を放棄し，その後，山林化が進み現在も山林状態であり耕地への復旧が極めて困難であるとのことです。農地以外に供された時期は平成 10 年頃でございます。 以上，受付番号１番の１件について，農地への復元性はないと判断いたしました。 以上で議案第６号の説明を終わります。

議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
議　　長	受付番号１番はいかがですか。18 番白幡委員。
18 番白幡委員	18 番白幡です。今回申請の農地は，農地としては長年利用されておらず，山林化が進んでおりまして，今後農地への復元は難しいということで，今回の申請に問題なしと思われます。以上です。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。この案件は，既に山林化が進んでおり，農地への復元性はないということで許可相当と決定いたしました。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは，採決いたします。 議案第６号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	(「異議なし」の声)
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第６号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。
議　　長	次に，日程第８，報告第１号「農地賃貸借契約の合意解約の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
小野寺次長	(報告朗読)
粕谷主幹	(内容説明) それでは，報告第１号別紙農地賃貸借契約の合意解約７月総会報告をお開きください。こちらにつきましては，42 件，83 筆，104,875.48 ㎡の合意解約通知がございました。最知工区における換地後の再契約に伴う解約であります。 以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。
議　　長	次に，報告第２号「農地現状変更届の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
小野寺次長	(報告朗読)

粕谷主幹	（内容説明） それでは，報告第２号別紙農地現状変更届報告書の一覧表をお開きください。今月は合計１件，１筆，1,206 ㎡の農地変更届がございました。 以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑はないようですので，報告第１号と報告第２号を終わります。
議　　長	次に，日程第９，「その他」に入ります。 委員から，特に御発言があればお願いをいたします。 どなたか，ありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	発言はないようですので，その他の件を終わります。
議　　長	これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。 以上をもちまして，第 26 回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。 大変お疲れ様でした。 （終了時間）　午後４時 52 分 令和５年７月 27 日 気仙沼市農業委員会